

滋賀県消費者基本計画(第4次)の指標の達成評価および今後の対応

◎ 目標を達成(達成率が100%以上)
 ○ おおむね目標を達成(達成率が80%以上100%未満)
 △ 目標を達成できなかった事業等(達成率が80%未満、目標に対して事業を実施しているが成果が不十分であるものも含む)

資料3

	指標						評価(令和3年度～令和6年度末)および今後の対応	目標達成率 (各年度指標の数値/目標数値で計算)				実施状況評価				備考欄	担当課
	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
I 安全・安心な消費生活の確保	1 事業者向け食品表示法に係る講座における理解度	85.3%	93.9%	95.0%	96.2%	100% (各年度)	・県の実際の指導事例や法改正に係る情報を講座資料に含める等工夫を行い、令和3年度を除き、理解度は90%以上であったが目標は達成できなかった。 ・引き続き、講座資料の工夫を行い、参加者の理解度アップにつながる講座を開催する。また、食品表示法について知らない事業者も一定数存在するため、食品表示法の講座や消費者志向経営の講座を行うことで事業者の参加を促す工夫をしつつ、適切な表示の仕方について情報提供も継続して行う。	85.3%	93.9%	95%	96.2%	○	○	○	○	講座参加者へのアンケート調査	県民活動生活課
	2 食品製造工場および飲食店等の「衛生管理計画」の作成状況の確認と指導	100%	100%	100%	100%	100% (各年度)	・令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、食品等事業者は原則HACCPに沿った衛生管理が義務付けられ、その実施のための衛生管理計画を作成する必要がある。 ・各年度の新規許可施設・継続許可施設に対する衛生管理計画の作成状況の確認と指導を100%実施することを目標としており、これまで達成している。すべての食品営業許可施設でHACCPに沿った衛生管理が導入・定着されるよう今後も引き続き、確認と指導を行う。	100%	100%	100%	100%	◎	◎	◎	◎	(第2次)および(第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画(各年度の新規許可施設、許可継続施設に対する確認率)	生活衛生課 食の安全推進室
II 「自ら考え行動する」消費者になるための支援	3 しらしがメール/LINEの「消費生活情報」登録者数	26,470人	26,025人	2,280人	3,182人	30,000人	・令和5年度に仕様変更され、登録者がリセットされたことで登録者数が大幅に減少した。県センターHPおよび出前講座等で、再登録にかかる周知を行ったが、目標には到達しなかった。 ・引き続き、県センターHPおよび出前講座等で、登録促進を継続して行う。	88.2%	86.8%	7.6%	10.6%	○	○	△	△	令和5年度途中でしらしがシステムの変更あり	消費生活センター
	4 教育者向けの支援に関し、今後に役立つと回答した教育者の割合	100%	100%	100%	100%	100% (各年度)	・令和3年度以降、積極的に消費者教育の支援を行い、継続して目標を達成することができた。教育者の要望を十分にヒヤリングし、最適な支援を行えたことが要因かと思われる。 ・今後の課題としては、教育者によっては教育者向け支援を行っていることを認知されていないケースもあるため、より多くの教育者に支援が行き届くよう、SNS等を通じて周知を図っていく。	100%	100%	100%	100%	◎	◎	◎	◎	学校への出前講座アンケート結果による	消費生活センター
	5 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した、実践的な消費者教育を実施する高等学校(特別支援学校の高等部を含む)の割合	97.3%	86.7%	85.1%	78.5%	100%	・社会への扉のほか、全ての高等学校(特別支援学校含む)に啓発チラシ等の消費者教育教材を提供したが、目標は達成できなかった。令和4年4月1日より民法改正により成年年齢が引下げられることから、令和3年度は学校側の関心も高く、割合も高くなっていたと思われる。 ・消費者教育の教材(啓発チラシ等)について、より多くの教員に活用いただけるよう周知の方法について検討する必要がある。	97.3%	86.7%	85.1%	78.5%	○	○	○	△	若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省)	県民活動生活課
	6 「エンカル消費」の実践として、地産地消を心掛ける消費者の割合	70.4% (令和4年度実施)	68.1% (令和5年度実施)	60.8% (令和6年度実施)	— (令和7年度県政モニターアンケートにより把握予定)	80%	・商業施設におけるパネル展示や出前講座の実施、エンカル消費の冊子作成に取り組んだが、目標は達成できなかった。令和6年度のアンケート結果では、エンカル消費という言葉を知った人は45.3%であり、まずは、地産地消がエンカル消費の実践につながる消費行動と知っていただくために、引き続きエンカル消費について、関係団体と連携した取り組み、出前講座、HP、SNSを通じて幅広い世代に向けて周知を図っていく。	88.0%	85.1%	76.0%	—	○	○	△	—	県政モニターアンケート	県民活動生活課
	7 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80.5% (令和4年度実施)	78.4% (令和5年度実施)	78.6% (令和6年度実施)	— (令和7年度実施予定)	80%	・啓発資料の作成やHP等での周知、出前講座の実施に取り組み、目標を達成した年もあったが、最新のデータでは目標を達成できなかった。 ・引き続き周知の取組を継続することで認知度の向上に努めるとともに、SNS等の活用により周知を図っていく。	100.6%	98.0%	98.3%	—	◎	○	○	—	滋賀県食品ロス削減推進計画 県民アンケート	循環社会推進課
8 家庭系食品ロスの年間発生量(推計) (県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量)	2.5万t (令和元年度)	2.5万t (令和2年度)	2.5万t (令和3年度)	集計中	2.5万t (令和5年度) 2.1万t (令和12年度)	・目標は達成しているものの、横ばいの状況が続いている。 ・引き続き啓発資料の活用や出前講座の実施、HP等での周知を行い、食品ロスの削減に取り組んでいく。	100%	100%	100%	—	◎	◎	◎	—	滋賀県食品ロス削減推進計画	循環社会推進課	

	指標						評価(令和3年度～令和6年度末)および今後の対応	目標達成率 (各年度指標の数値/目標数値で計算)				実施状況評価				備考欄	担当課
	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
Ⅲ 消費者被害の防止と救済	9 「消費者ホットライン188」を知っていると回答した消費者の割合	31.7% (令和4年度実施)	34.6% (令和5年度実施)	31.7% (令和6年度実施)	— (令和7年度県政モニターアンケートにより把握予定)	50%	・HPやSNSといったインターネット媒体や啓発物品の配布等を通して188の周知を行ったが目標達成率は低い数値となっている。 ・引き続き、上記の方法の他、様々な機会を活用して188の認知度向上のため取り組んでいく。	63.4%	69.2%	63.4%	—	△	△	△	—	県政モニターアンケート	県民活動生活課
	10 県消費生活センターによるあっせん解決率	88.9%	91.9%	90.6%	91.7%	90%以上 (各年度)	・引き続き高いあっせん解決率が実現できるよう相談員のスキルアップに努める。	98.8%	102.1%	100.7%	101.9%	○	◎	◎	◎		消費生活センター
	11 消費者安全確保地域協議会設置市町の県内人口カバー率	34%	34%	34%	37%	50%	・市町向け説明会や講座の案内、消費者庁新未来創造本部と一部市町を訪問しヒアリングを行ったが目標は達成できなかった。引き続き、市町に対し、消費者安全確保地域協議会の設置を市町ヒアリング等を通して要請していく。	68.0%	68.0%	68.0%	74.0%	△	△	△	△	地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁)	県民活動生活課
	12 県・市町の消費生活相談員の研修参加率	91.7%	91.9%	100%	— (令和7年度の現況調査により把握予定)	100% (各年度)	・引き続き高い参加率を維持できるように、研修機会の確保とともに、研修内容および開催方法を検討する。	91.7%	91.9%	100%	—	○	○	◎	—	地方消費者行政強化作戦2020 (消費者庁)	県民活動生活課